

件名:新型コロナウイルス感染症(本邦一時帰国時のワクチン接種に関するアンケートについて)

(ポイント)

- 日本政府は、日本に一時帰国してワクチン接種を行うことを希望する方々への、ワクチン接種事業を準備しています。
- 準備の一環としておおよその利用希望者数を把握するため、6月6日(日)までにアンケートの実施にご協力ください。
- 本邦一時帰国の際の水際対策を十分確認ください。

(本文)

1. (1) 日本政府は、在留先での新型コロナウイルスのワクチン接種に懸念等を有し、日本に一時帰国してワクチン接種を行うことを希望する海外在留邦人の方々を対象としたワクチン接種事業を、今夏以降、成田空港及び羽田空港又はその周辺で実施する方向で、現在、準備を進めています。

(2) 事業の詳細は調整中ですが、適切な体制を整える準備の一環としておおよその利用希望者数を把握するため、以下のリンクを通じて、アンケートの実施にご協力ください(所要時間1分程度)。お一人様1回、6月6日(日)までに回答いただけますと幸いです。フォーム上最後のページで「送信」を押すことで、アンケートは完了となります。

※アンケートの回答は統計的に処理され、特定の個人が識別される情報として利用、公表されることはございません。

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSe0EaSmF6nc5j0Q9R01ccAxfazHCehl10kKeVsS4vihF140hg/viewform?usp=sf_link

2. 現在、本邦入国に際しては、以下のような水際対策が求められていますので、本邦一時帰国をご検討の際には、水際対策の内容を十分ご確認ください。

- (1) 検査証明書の提示
- (2) 誓約書の提出
- (3) スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用
- (4) 質問票の提出

詳細は、厚生労働省の以下のホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

3. (1) 本邦一時帰国時に、各経由地に入国する場合、各国で検査証明の義務等の検疫が課せられている場合がありますので、各国の入国条件、検疫方法、検査証明取得可能機関等については、あらかじめ搭乗する航空会社に十分確認するとともに、必要に応じて、経由地の各国政府もしくは管轄の日本大使館・総領事館にご確認ください。

(2) ベネズエラへの再入国時においては、ベネズエラ入国前72時間以内に取得したPCR検査の陰性証明書の取得、到着時のPCR検査(自己負担60米ドル)及び所定のフォームへの搭乗者情報の登録が求められていますので、再入国の際の準備も忘れずにご確認ください。

4. (1) ベネズエラ政府の発表によれば、26日の新規感染者数は1,271人、死亡者数は15人、累計感染者数は22万人以上、累計死亡者数は2,559人と、引き続き高い数値で感染が継続しています。

(2) 民間病院の病床使用率も90%を越えているという報道もある他、新型コロナウイルスで入院した場合、非常に高額な費用を要すると言われています。

(3) 感染しないことがまず重要です。以下のような予防に努めてください

- ・手洗いの励行
- ・マスクや手袋の着用
- ・換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける。

(4) 日本の厚生労働省では、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を以下のホームページで提唱しています。日常生活をおくる上での参考にしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

(5) 日本の厚生労働省が新型コロナウイルスについて、現在の状況とこれまでに得られた科学的知見について、新たに11の知識としてとりまとめていますので、参考にしてください。(4月15日掲載分)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000749530.pdf>

5. 新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御一報願います。

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：ベネズエラ・ボリバル共和国政府保健省新型コロナウイルス関連サイト

<http://www.mpps.gob.ve/index.php>

参考：厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

このメールは、在留届に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ベネズエラ日本国大使館

電話：(+58)-212-262-3435

FAX：(+58)-212-262-3484

ホームページ：<http://www.ve.emb-japan.go.jp>